

予防接種に対する考え方について

予防接種法の目的・対象疾病

目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

対象疾病

■ 一類疾病（集団予防に重点）

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、痘そう

■ 二類疾病（個人予防に重点）

インフルエンザ

予防接種法の概要

概要

○予防接種の種類

■ 定期の予防接種

- 一類疾病又は二類疾病のうち、政令で定められた対象疾病と対象者に対して、期日又は期間を定めて市町村が行うもの
- 費用については市町村が負担(本人から実費徴収が可能)
- 一類疾病の定期接種については、予防接種を受ける努力義務あり

■ 臨時の予防接種

- 一類疾病及び二類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認められる場合に、期日又は期間を定めて都道府県又は市町村が行うもの
- 費用については都道府県又は市町村が負担(本人から実費徴収が可能)
- 予防接種を受ける努力義務あり

- 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、障害年金等が支払われる

予防接種法改正の経緯(1)

○昭和23年：予防接種法の制定

- 痘そう*1、ジフテリア*1、腸チフス*1、パラチフス*1、百日せき*1、結核*1、*2、発疹チフス、ペスト、コレラ、しょう紅熱、インフルエンザ、ワイル病の12疾患を対象
- 接種対象者を定めた定期の予防接種と、公衆衛生上の必要性に応じて行う臨時の予防接種
- 罰則付きの義務規定

*1: 定期接種の対象 *2: 昭和26年の結核予防法の制定に伴い、予防接種法の対象から除外

○制定後～昭和40年代：対象疾病の見直しなど

- しょう紅熱を対象疾病から削除(昭和33年)
 - ポリオを対象疾病に追加(昭和36年)
 - 腸チフス、パラチフスを定期の予防接種の対象から除外(昭和45年)
- 等



痘そう、ポリオを始め感染症の流行抑制に大きく貢献
その反面、昭和40年代には予防接種事故が社会問題となる

予防接種法改正の経緯(2)

○昭和51年:健康被害救済制度の導入など

(背景)

- ・ 種痘後脳炎などの副反応が社会的に大きな問題となり、予防接種による健康被害に対する救済が求められるようになり、昭和45年に救済制度が閣議了解の形で発足。
- ・ 腸チフス、パラチフス、発疹チフス等について、予防接種以外に、より有効な予防手段が可能となってきた。

- 予防接種による健康被害について法的救済制度を創設
- 腸チフス、パラチフス、発疹チフス、ペストを対象から除外
- 風しん^{*1}、麻しん^{*2}、日本脳炎^{*3}を対象疾病に追加
- 必要に応じて対象疾病を政令で定められることとした
- 臨時の予防接種を、一般的なものと緊急の必要がある場合に行うものに区分
- 被接種者に対する義務規定を残すものの、罰則を廃止(ただし、緊急の場合の臨時接種を除く)

*1: 定期の接種は昭和52年から *2: 定期の接種は昭和53年から *3: 定期の接種は平成6年から

予防接種法改正の経緯(3)

○平成6年：義務接種から勧奨接種へ

(背景)

- ・ 公衆衛生や生活水準の向上により、予防接種に対する国民の考え方は、各個人の疾病予防のために接種を行い、自らの健康の保持増進を図るという考え方へ変化。
- ・ 予防接種制度については、国民全体の免疫水準を維持し、これにより全国的又は広域的な疾病の発生を予防するという面とともに、個人の健康の保持増進を図るという面を重視した制度とすることが必要。
- ・ 一般的な臨時接種として接種していたインフルエンザについては、社会全体の流行を抑止するデータは十分ないと判断された。

(平成5年公衆衛生審議会答申)

- 義務規定を廃し、努力規定とした
- 痘そう、コレラ、インフルエンザ、ワイル病を対象疾病から削除し、破傷風を対象接種疾患に追加
- 健康被害に係る救済制度の充実
- 一般的な臨時の予防接種の廃止

(参考) MMRワクチンは、1989年4月から使われるようになったが、おたふくかぜウイルスワクチンによる無菌性髄膜炎の発生が問題となり、同年12月より保護者の希望に基づき接種する形がとられた。MMRワクチンは、1993年4月に中止。

予防接種法改正の経緯(4)

○平成13年:対象疾病に区分を創設

(背景)

- ・ インフルエンザ(平成6年の改正で対象疾病から削除)による高齢者の肺炎の併発や死亡が社会問題化
- ・ 高齢者におけるインフルエンザの発生状況などを踏まえ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、健康被害に対しても公費による救済を行うべき旨の公衆衛生審議会答申が出された。

ー 対象疾病を一類疾病と二類疾病に区分

- ・ 一類疾病:感染力の強い疾病の流行阻止、又は致死率の高い疾病による重大な社会的損失を防止するために予防接種を実施(努力義務あり)
<ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風>
- ・ 二類疾病:個人の発病や重症化を防止し、このことによりその疾病の蔓延を予防することを目的として予防接種を実施(定期接種については努力義務なし)<インフルエンザ(高齢者に限る)>

○平成18年:対象疾病に結核を追加

- ー 感染症法の改正と結核予防法の廃止に伴い、一類疾病に結核を追加

予防接種体系図

通常時に行う予防接種

一類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

発生及びまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】
可能

二類疾病の定期接種

(季節性インフルエンザ)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし
【勸奨】なし

【実費徴収】
可能

まん延防止に比重

個人の重症化防止に比重

ウイルスの突然変異
新たな感染症の発生 等

臨時に行う予防接種

現行の臨時接種

(痘そう、H5N1インフルエンザを想定)

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】
不可

社会経済機能に
与える影響
緊急性、病原性

新たな臨時接種 (案)

(今回の「新型インフルエンザ (A/H1N1)」およびこれと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応)

【努力義務】なし
【勸奨】あり

【実費徴収】
可能